

## 第1回 選挙区及び定数に関する在り方調査会 会議録

日 時：令和元年10月7日（月）16時00分～18時02分

場 所：都道府県会館4階403会議室（東京都千代田区平河町2-6-3）

出席委員：（8名）磯崎初仁委員、岩崎美紀子委員、大橋正春委員、加藤一彦委員、  
金井利之委員、高橋秀禎委員、谷口尚子委員、原田大樹委員

出席者：中嶋年規議長、北川裕之副議長

（事務局）湯浅真子事務局長、枡屋武企画法務課長、袖岡静馬政策法務監、  
長谷川智史主任、川合将之主任

傍聴者：3名

### 事務局（湯浅事務局長）

では皆さま、あらためましてこんにちは。よろしくお願いいたします。ただ今より、第1回選挙区及び定数に関する在り方調査会を開会いたします。私は三重県議会事務局長の湯浅でございます。本日、座長が選出されますまでの間、進行を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。初めに三重県議会議長の中嶋年規からご挨拶申し上げます。

### 中嶋議長

皆さん、こんにちは。三重県議会議長の中嶋年規でございます。この度はたいへん、先生方、ご多忙な中ですね、選挙区及び定数に関する在り方調査会の委員へのご就任をご快諾賜りまして本当にありがとうございます。

本調査会でございますけれども、三重県議会におきます選挙区及び定数の在り方について調査をしていただくため、本年6月の本会議で議決の上、設置をさせていただいたところでございます。調査会では、専門的・学問的な観点から、人口の減少する、そしてまた、地方創生が叫ばれる時代の中における県議会の在り方、いわゆる市町村議会だとか、国会とはまた違う、県議会としての在り方はどうあるべきか、そうした役割をお示しいただいた上で、1票の格差だとか、地域間の均衡等の課題について、論点についてですね、調査・報告を行っていただきたいというふうに考えておるところでございます。

調査会からのご報告をいただいた後には、その内容を土台にしながら、令和5年4月に予定されております統一地方選挙、次期県議会議員選挙に向けてですね、そのできれば1年くらい前には三重県議会の中で選挙区及び定数についての結論を出せるように議会において検討を行ってまいりたいと考えております。

そうした中で、ここから先は委員の皆さままでお決めいただくことではありますけれども、まずは、今年度中を、年度内を目標に、この人口減少、地方創生時代における県議会の在り方ということについて、お取りまとめいただき、その後、来年度の半ばくらいまでにですね、1票の格差や地域間の均衡等の留意すべき論点についてお取りまとめいただければありがたいというふうに考えておるところでございます。三重県議会における選挙区及び定数の在り方について、議論の土台となりますお考え方を是非、皆さまのお力をお借りして、お示し賜りたいと、そのことをお願いし、ご期待申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいいたします。

#### **事務局（湯浅事務局長）**

この度の委員の委嘱につきましては、本日、皆さまのお手元に委員就任の委嘱状を置かせていただきましたのでご確認いただきますようお願いいたします。それでは、本日、ご出席の委員の皆さまをお手元の委員名簿の順にご紹介させていただきます。

中央大学法学部教授、礒崎初仁委員です。

#### **礒崎委員**

礒崎です。どうぞよろしくお願いいいたします。

#### **事務局（湯浅事務局長）**

筑波大学人文社会系教授、岩崎美紀子委員です。

#### **岩崎委員**

岩崎でございます。よろしくお願いいいたします。

#### **事務局（湯浅事務局長）**

弁護士、大橋正春委員です。

#### **大橋委員**

大橋です。よろしくお願いいします。

#### **事務局（湯浅事務局長）**

東京経済大学現代法学部教授、加藤一彦委員です。

### 加藤委員

加藤でございます。よろしくお願いいたします。

### 事務局（湯浅事務局長）

東京大学大学院法学政治学研究科教授、金井利之委員です。

### 金井委員

金井でございます。よろしくお願いいたします。

### 事務局（湯浅事務局長）

全国都道府県議会議長会事務局次長、高橋秀禎委員です。

### 高橋委員

高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 事務局（湯浅事務局長）

慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科准教授、谷口尚子委員です。

### 谷口委員

谷口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 事務局（湯浅事務局長）

京都大学法学系 大学院法学研究科教授、原田大樹委員です。

### 原田委員

原田でございます。よろしくお願いいたします。

### 事務局（湯浅事務局長）

以上、8名の方に委員にご就任いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、お手元、次のページに配布をしております、選挙区及び定数に関する在り方調査会運営要綱第3条第3項の規定に基づきまして、委員の皆さまにより座長の選出をお願いいたしたいと思っております。運営要綱では、互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

## 磯崎委員

よろしいでしょうか。当調査会の委員ですね、たいへん錚々たる方々ばかりで、適任者が多いところではございますが、私として、もしご了解いただければ、自治体の政治・行政全体について、理論・実務両面で通じておられる金井先生にお引き受けいただけるのではないかと思います、いかがでしょうか。

(異議なし)

## 事務局（湯浅事務局長）

それでは、ただ今、磯崎委員から金井先生にとのことのご発言がございましたが、ご異議がないようですので、金井委員に座長をお願いいたしたいと思います。金井委員、座長席にご移動お願いいたします。

それでは金井座長に対しまして中嶋議長から調査会の諮問書をお渡しいたします。

## 中嶋議長

選挙区及び定数に関する在り方調査会運営要項第2条の規定に基づき、下記の事項について調査・報告を求めます。

記 1 人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割について。

2 1を踏まえた三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方について。

令和元年10月7日 三重県議会議長中嶋年規。よろしくお願いいたします。

## 事務局（湯浅事務局長）

それでは、以降の進行につきましては、金井座長をお願いいたします。

## 金井座長

まず始めに、私のような誠に不束者が座長をすることになりましたので、皆さまからのお力添えをいただき、意義のある審議をしていきたいと思っておりますので、是非ともご支援のほどよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて進めさせていただければと思います。次第にありますように、4の調査に入りたいと思います。まず、始めにお手元の配付資料について事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局（袖岡政策法務監）

議会事務局の袖岡でございます。資料についてご説明させていただきます。

まず、事項書を3枚めくっていただいた運営要綱を見ていただいたところかと思いますが、少し補足をさせていただきたいと思います。運営要綱の方ですけれども、第5条の3項でございます。座長は、必要に応じて、第2条に定める事項に関し、委員以外の者に対し調査会に出席を求め必要な説明や資料の提供を求めることができる、というふうにされております。次に第6条の定足数でございます。調査会は、現に在任する委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない、となっております。次に、会議の公開でございます。第7条、調査会は、これを公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、これを公開しないことができる、というふうな規定がございます。

そうしましたら、お手元の方の資料の説明に入りたいと思います。資料の上ですね、資料の一覧表をお付けしてございますので、それをまずご覧いただきたいと思うのですが、ざっとした流れをご説明させていただきたいと思います。

まず、1としまして、「議会関係資料」ということで、ここで「(1) 三重県議会の状況等に関する資料」ということで、三重県議会の現状の基礎的なところについてご説明をしたいと思います。「(2) 議員定数等に関する資料」でございますが、これは、議会の方で定数とかにつままして議論をしてきた経緯がございますので、それについてご説明したいと思います。次に、大きな2「三重県の状況等に関する資料」でございますが、三重県の関係で統計とかですね、あとは地方創生の関係の計画などにつまましてご説明をしたいと思います。それで、3「その他の資料」でございます。これは国の関係で大きな動きをご説明したいと思います。

それでは資料の方に入っていきます。まず、資料1「議会の概要」をご覧いただきたいと思いますが、1枚めくっていただき、1ページをご覧いただきたいと思います。1が「議員の構成」となっておりますが、「(2) 議員の定数と現員」でございます。現在の定数は51人で現員も51人で、選挙区は17選挙区ということでございます。下にいって、選挙区ごとの定数につままして図でお示ししております。飛び地としましては、三重郡選挙区というのが左の上の方、上から2つ目にあるのですが、そこが四日市を挟んで飛び地となっているという状況でございます。後は、いわゆる特例選挙区というものは設定がございません。1枚おめくりいただいて、2ページをご覧ください。1番上、「(4) 会派、当選期数別議員数」でございます。各会派の人数を表にしております。上から順番に、新政みえが21名、自由民主党県議団が15名、草莽が6名、自民党が5名、公明党が2名、日本共産党が1名、草の根運動いが1名、計51名となっております。今度1枚めくっていただいて、4ページをご覧いただきたいと思います。今度は、3「議会の運営」というのがございます。まず、「定例会及び臨時会」というのがございまして、定例会は条例

で年1回招集することと定められ、いわゆる通年議会という形をとっているということでございます。また1枚めくっていただいて、6ページをご覧いただきたいと思います。

「(4) 常任委員会」でございます。常任委員会といたしましては、部門別の常任委員会が6つと予算決算常任委員会ということで、7つの常任委員会がございます。定数は、それぞれご覧のとおりでございます。次のページ、7ページですけれども、「(5) 議会運営委員会」というのが、5人以上の所属議員を有する会派から選出する委員9人で構成してございます。「(6) 特別委員会」、これは必要に応じて設置をされるものでございます。今現在は外国人労働者支援の特別委員会が設置されてございます。

それでは次の資料に移りたいと思います。資料2の16ページをご覧ください。水色の資料でございます。この冊子自体は、三重県議会の改革などにつきまして記載しているものでございまして、16ページの方では、「三重県議会の基本理念と基本方向」についてお示ししております。平成14年3月20日に決議されたものでございます。まず1「基本理念」でございます。17ページの(3)の1番下の段落、「そのため」というところを読ませていただきます。そのため、三重県議会では分権時代を先導する議会をめざしてを基本理念とします。住民が参加しやすく開かれた議会や新しいこと、困難なことに果敢に挑戦する議会を築き上げ、住民の皆さまの満足度を高めていき、分権時代を先導する議会になることをめざしますというのがまず基本理念でございます。それから続きまして、2の「三重県議会の五つの基本方向」についてご紹介させていただきます。その下に、「(1) 開かれた議会運営の実現」、次のページにいきまして「(2) 住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進」、「(3) 独自の政策提言と政策立案の強化」、「(4) 分権時代を切り開く交流・連携の推進」、「(5) 事務局による議会サポート体制の充実」というのが5つの基本方向となっております。今度は、同じ冊子の5ページをご覧いただきたいと思います。三重県議会では議会基本条例を定めておりまして、都道府県レベルでは全国初めてということでございました。この議会基本条例についてご説明したいと思うのですが、5ページの「(1) 制定の趣旨」のところですが、1番下の段落「このような中」というところなんですけれども、本県議会では、県民の付託に全力でこたえていくため、これまで進めてきた様々な議会改革の取組を後戻りさせることなく、引き続き取り組むとともに、議会の基本理念や議員の責務及び活動原則を定め、議会と知事等及び県民との関係を明らかにする議会基本条例を制定することとなりました、というふうなことになっております。それでは、9ページをご覧いただきたいと思います。9ページの方では、議会基本条例の条文の構成をお示ししてございます。前文があつて、1章の総則から、ずっと10章の補則まで、10章で構成されております。先ほど、5つの基本方向をご紹介したんですけれども、この「第1章 総則」の第3条に基本方針というのがございます。ここに、先ほどご

紹介したうちの4つが規定されているということになっております。それから、「第3章 議会運営の原則等」の中の第6条の2としまして、「議員の定数及び選挙区」というのが規定されております。少しまた後で条文をご覧いただきたいと思います。それと、あと「第5章 議会の機能の強化」ということで、第13条「調査機関の設置」という規定がございまして、これも後で条文をご覧いただきたいと思います。それでは、12ページをご覧いただけますでしょうか。条文のご紹介ですけれども、第6条の2というのが、上にございます。「議員の定数及び選挙区」ですけれども、議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民の意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする、ということで、この調査会でもそうなのですけれども、こういう議論を議会の方ですべきということが定められております。それから1番下、13条です。

「調査機関の設置」で、議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる、ということで、この規定によりまして、この調査会が設置されたという経緯でございます。

次の資料にまいりたいと思います。資料3と資料4というものがあるんですが、ホッチキス留めのものになりますけれども、資料3は、先ほど紹介した県議会の中の会派の結成状況について、これまでの推移をお示ししたものでございます。4年ごとの改選のときには、その時の結成状況の記載をしております、その途中の変更については、変更した分だけを記載しているという形になっております。資料4につきましては、歴代の議長、副議長の名簿になります。また適宜必要な時にご参照いただければと思います。

以上が基本的な部分でございまして、次に、選挙区とかの見直しの経緯についてご説明していきたいと思います。

資料5をご覧いただきたいと思います。資料5はですね、クリップ留めになっておろうかと思うんですが、外していただきますと3つに分かれておりまして、資料5というのと、資料5の別紙というものと、それから資料5の参考資料というものが、分厚い目の資料がございまして。資料5中心なのですが、適宜、別紙と参考資料の方を見ながらご説明したいと思います。まず資料5の本体の方でございまして、(1)平成11年5月から平成12年3月のところで、選挙区調査特別委員会の検討が行われております。条例の改正がされました。定数が55人から51人に変更となっております。概要でございまして。近年の厳しい社会経済情勢のもと、地方行財政改革が強く求められている中、議会も自らの判断と努力により議員定数の更なる削減を行い、その姿勢を示すため、議員定数を55人から51人に改める等所要の整備を行う条例改正案が賛成多数で可決された、ということでございまして。参考資料といたしまして、選挙区調査特別委員会の委員長報告、それから、提出された条例案、それから、討論を参考資料としてお付けをしております。参考資料の①の委員長報

告を少しご覧いただきたいと思います。1 ページでございます。これが選挙区調査特別委員会の委員長報告で、平成 12 年 3 月 21 日の本会議でございます。少し中身を紹介させていただきますと、3 段落目で「まず」という段落がございます。「まず、本県議会議員の」というところがございますけれども、この当時は地方自治法の方で、法定定数というのが定められておりました。その法定定数につきましては、平成 7 年の国勢調査人口で算定をすると 58 人となるということですが、その当時の議員定数につきましては、条例で 3 人を減じていたということで、55 人という状況にあったということでございます。ちょっと飛ばさせていただきまして、その次のまた「まず」という段落で、その「まず」の段落の 3 行目後半ですけれども、三重県議会におきましては、みずから率先して議員の定数削減に取り組み、その姿勢を示すべきであるとの判断のもとに、議員定数を現行の 55 人を 4 人減の 51 人とし、次の一般選挙から適用するとの結論に達しました、というふうにされております。その次の段落につきましては、「選挙区については現行のとおり」ということで、その次の段落につきましては、各選挙区において選挙すべき議員の数については、ずっとその段落の下の方になりますが、人口の多い市からなる選挙区を中心に削減するものとしたしまして、ということで、結論といたしましては、次の「また」の段落の 1 番下の方なのですが、津市選挙区が 1 名減、四日市市選挙区が 1 名減、松阪市・飯南郡選挙区につきましても 1 名減、鈴鹿市選挙区も 1 名減、というふうな結論になっております。これで 51 人という定数という形で、条例が改正されたということでございます。

それではまた、資料 5 の本体の方に戻っていただけますでしょうか。「(2) 平成 15 年 4 月」ですけれども、県議会議員選挙が執行されております。その時は定数 51 人でした。その下、「(3) 平成 17 年 2 月から平成 18 年 2 月」でございますけれども、選挙区調査特別委員会による検討が行われまして、条例が改正をされております。定数は据え置きで、選挙区を見直しということになっております。概要でございます。市町村合併の進展に伴い、三重県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改定する等所要の整備を行う条例改正案が全会一致で可決された、ということでございます。参考資料といたしましては、委員長報告と条例案をお付けしてございます。それではまた、④の委員長報告をご覧いただきたいと思いますが、参考資料の 4 ページをご覧いただきたいと思います。参考資料の 4 ページが委員長報告になっておりまして、その 4 段落目をごらんいただきたいと思いますが、「次に」という段落になっておりますが、まず、その 1 行目の終わりの方ですが、「尾鷲市及び北牟婁郡並びに熊野市及び南牟婁郡については」というところで、その 1 番下の方に行きますと、定数については減じないものとし、合区するにとどめると、尾鷲市と北牟婁郡を合区、それから、熊野市と南牟婁郡を合区するというふうなことでございます。その下、2 つ目でございます。津市に係る選挙区については、



衆議院の区割りとは違うということもありまして、それに従って分区するという意見もあったんですが、分区しないものとしたということでございます。3つ目、員弁郡に係る選挙区についてであります。これにつきましては、歴史的な経緯を考慮して、いなべ市と員弁郡とを合区するという事となっております。4つ目でございます。桑名郡に係る選挙区については、隣接する桑名市と合わせて強制合区というふうな事になってございます。5つ目でございます。定数削減率が全国で7番目ということで、総定数については据え置くというふうな事でございます。こういう形で条例案の方が作られておりまして、6ページの方をご覧くださいますと、条例案が載せてございます。この選挙区の区割りと定数につきましては、今の形と基本的には同じ形になっております。若干面積等については変更がございましたけれども、基本的には同じということでございます。

では、すいませんが、また資料5の本体をまたご覧いただきたいと思っております。1ページの下(4)、(5)につきましてですけれども、平成19年の4月、それから平成23年の4月に議員の選挙が執行されております。いずれも定数は51人で行ってまいりました。では、おめくりいただきまして、次は2ページをご覧くださいたいと思っております。(6)平成25年1月から平成26年5月の選挙区調査特別委員会による検討が行われてまして、条例の改正がされております。定数が51人から45人に変更となっております。概要でございます。県内の各選挙区間における1票の格差の是正を図るため、議員定数を51人から45人に改める等所要の整備を行う条例改正案が賛成多数で可決されるということでございます。可決された条例に基づく区割り、選挙区及び定数の図につきましては、別紙1ということで、先ほどご覧いただいた資料5の別紙1というものをご覧いただきたいと思っております。これが定数45の条例での区割り、選挙区と定数となっております。では、参考資料ですけれども、この時には、この議論の中間的な見直しの案に対して意見募集を行っておりますのが、⑥でございます。それから⑦が委員長報告、⑧が提出された条例案、⑨が討論ということでございます。それでは、⑥ですね、中間案に対する意見について少し見ていただきたいのですが、参考資料の62ページをご覧くださいたいと思っております。62ページ、これが定数の見直しの中間案に対する意見募集の結果というものを掲載してございます。意見募集の結果としましては、提出者が382人の方からご意見をいただいております。中身につきましては、1枚おめくりいただきまして、63ページをご覧ください。ここで意見の集約をしたものがございまして、多いところから見てもまいりますと、番号4番で183件のご意見をいただいております。中身といたしましては、鳥羽市選挙区と志摩市選挙区の合区及び定数削減には反対するというふうな内容でございます。次に多いのが、番号5番の92件いただいております。1人区の関係で、定数削減により1人区が4選挙区設置されるということで、合区も含めて再検討すべきというふうなご意見となっております。次に

多いのが番号1番で81件でございます。定数削減ということで、県南部地域に偏りすぎているというようなご意見でございます。それでは、今度は、委員長報告の方をご覧いただきたいと思います。参考資料の9ページをご覧いただきたいと思います。9ページの方が委員長報告となっております。最初の方は色んな経緯とかが書かれておりまして、中身としては9ページの1番下「まず」という段落になっています。まず、1票の格差是正を図るために、議員1人当たり人口の最も多い亀山市選挙区について検討を行ったということで、次の段落につきましては、現行の議員定数51人の増加については、県民の理解を得ることは難しいとの結論に達したということでございます。次の段落ですけれども、議員定数、総定数を増加せずに1票の格差是正を図るには、隣接する選挙区との合区とかが考えられるということですが、隣接選挙区との合区については、定数1人の亀山市選挙区が、議員定数51人による議員1人当たりの人口を上回っていることから、合区することができないこと、また、亀山市選挙区を増加したとしても、次いで、鈴鹿市選挙区につきましても、4万人あまり、5万人近いということもありまして、抜本的な1票の格差是正につながらないことから、亀山市選挙区の定数は据え置くということになっております。「次に」というところですが、議員1人当たり人口の少ない選挙区について検討を行っております。次の段落ですけれども、3行目の後ろの方ですが、議員1人当たりの人口の少ない選挙区について、定数削減等を行う必要があるとの結論に達しました、ということでございます。1つ段落を飛ばしまして、次の「まず」というところですが、1票の格差が大きく逆転現象区である尾鷲市・北牟婁郡選挙区、格差は2.64、及び熊野市・南牟婁郡選挙区、格差は2.49については、それぞれ選挙区の定数2人を1人削減し、定数1人といたしました。次に、定数1人の鳥羽市選挙区、格差2.38については、議員1人当たり人口を下回る任意合区対象選挙区でもありまして、2行飛ばしまして、志摩市選挙区定数2人との合区をした上で定数を1人削減し、定数2人といたしました。その次の段落ですが、次に、1票の格差が大きく逆転現象区である多気郡選挙区及び度会郡選挙区、ともに格差は2.1については、それぞれ選挙区の定数2人を1人削減し、定数1人といたしました。次の段落ですが、これらの改正によって1人区が新たに4選挙区増加することとなりますが、次の段落の1行目の最後の方で、現行の選挙区面積が最大である津市選挙区よりも大きい選挙区の設置は避けるべきであるとして、尾鷲市・北牟婁郡選挙区、熊野市・南牟婁郡選挙区、多気郡選挙区、度会郡選挙区については、隣接する選挙区との合区は行わないことといたしました、ということになっています。次の段落ですが、伊勢市選挙区について検討を行いました、ということですが、次の段落の下から2行目ですが、今回、伊勢市選挙区の定数4人を1人削減し、定数3人といたしました。次の段落ですが、これらの改正内容については、次の一般選挙、平成27年4月予定の選挙ではなく、平成27年

5月1日以降の一般選挙、次々回選挙から適用することといたしました、という結論となっています。この条例について可決された結果として、先ほど見ていただいた区割りの図のとおりとなっております。

それでは、また資料5の本体の方にお戻りをいただきたいと思います。資料5の2ページの続きなんですけれども、(7)平成27年4月ということなんです、県議会議員選挙の執行で、そのときは定数51人で執行しております。元々の45人という条例につきましては、その次々回から適用ということでございますので、このときには適用はされておられないという状況でございます。続きまして、(8)平成28年5月から平成30年2月の選挙区調査特別委員会での検討でございます。検討はしていただいたんですが、合意が得られず委員会が廃止となっております。概要につきましては、委員長報告の内容です。また後で説明をさせていただきますので省略させていただきます、参考資料といたしまして、⑩の委員長報告、これは途中経過的な委員長報告となっております。⑪の方で、この定数の見直しに対する意見募集とeモニターという形での意見募集もしておりまして、その結果の概要が⑪。それから、⑫が委員長報告、これが最終的な報告となっております。⑬が討論という形となっております。それでは、中身を少しご覧いただきたいんですが、⑩の委員長報告からご覧いただきます。参考資料の20ページをご覧いただきたいと思います。それでは、20ページの委員長報告でございます。中間的な委員長報告でございます。段落といたしまして、3段落目で、「設置以降」というところをご覧いただきたいんですが、設置以降、21回の委員会を開催し、平成27年の国勢調査の結果を踏まえながら、前回の特別委員会で議論された5つの課題、1票の格差の是正、総定数の検討、選挙区の見直し、1人区の検討、逆転現象区の是正、それが前回の5つの課題ですが、今回また新たに、適正な定数の基準、それから地域間格差の問題、定数増の検討といった課題も含まれて、委員間討議を重ねてまいりました、ということです。1段落飛ばしまして、「この結果」でございますが、平成29年1月には現行条例を南部地域の特性を勘案して見直す方向で検討を進めることについて合意いたしました。その後、真摯に議論をしてきた経緯も踏まえて、去る5月15日の委員会において、正副委員長案を提示をしましたが、委員会として合意を得るには至りませんでした、ということになってございます。次、ちょっと言いました意見募集とかeモニターの結果というのがあるんですけども、それは64ページをお開きいただきたいと思います。64ページにつきましては、意見募集という形で広く一般に意見を募集した結果となっております。回答数が2,290ということで、回答結果につきましては、Q1が31年4月の県議会議員選挙は現行条例、定数45人で実施すべきと思われますか、という質問でございます。「はい」が255、「いいえ」が1,977となっております。Q2がその理由でございます。「総定数が多い」が26、「総定数が少ない」が314、「合

区が行われている」が241、「一人区が増えている」が960、それから「南部地域の定数減が多い」が1,775という結果でございます。続きまして、71ページの方をご覧ください。今度は同じ内容につきまして、eモニターといひまして、県政についてのあらかじめ登録した方に対してそういう質問をしているというものでございます。回答数は786でございます。Q1に関しましての回答としましては、「はい」が452、「いいえ」が334でございます。Q2の理由でございます。「総定数が多い」というのが256、「総定数が少ない」が13、「合区が行われている」が19、「一人区が増えている」が47、「南部地域の定数減が多い」が46でございます。では、すいません。今度は、同じ参考資料の22ページをご覧ください。ただきたいと思ひます。選挙区調査特別委員会の委員長報告の最終的な報告でございます。2段落目から、「本委員会は」というところでございます。設置以降、33回の委員会を開催し、県議会議員選挙における定数及び選挙区のあり方について、様々な観点からの委員会討議を重ねてまいりました、と。1段落とばさせてもらひまして、これらを踏まえ、去る12月7日の委員会において、県南部地域の課題解決のために、1票の格差が拡大する等のご批判は十分承知の上で、南部地域の定数を増加させる委員長案を提示いたしました。しかしながら、選挙制度において何が優先されるべきかという政治家としての信条、信念等が委員間討議において鋭く対立し、これ以上議論を継続しても委員会として合意を得るのは困難と判断せざるを得ない状況となりました。そのため、去る12月21日の委員会において、次回県議会議員選挙における定数及び選挙区についての議論に終止符を打つことを断腸の思ひでご提案し、委員各位のご了解を得たものであります、という報告がなされております。

では、資料5の本体の方をご覧ください。ただきたいんですが、今度は3ページの方をご覧ください。3ページの1番上(9)平成30年2月から平成30年3月でございます。議員提出条例、定数51人のものですがけれども、提出がありまして、可決されております。概要でございます。平成30年2月に議員提出により、県内の選挙区間における地域間の均衡の調整を図るため、議員定数を45人から51人に改める等所要の整備を行う条例改正案が提出され、同年3月の本会議において、賛成多数で可決される、と。可決された条例に基づきます選挙区及び定数の図につきましては、この資料5の別紙1の次に、別紙2というのをお付けしてございますので、これをご覧ください。この図につきましては、先ほど冒頭で見いただきました冊子のものと同じという形になっております。これが選挙区の定数の図でございます。参考資料といたしましては、⑭条例案、⑮提案説明、⑯この条例案が付託をされました総務地域連携常任委員会におけます委員長報告、それから⑰討論につきまして、資料を参考としてお付けしてございます。それでは、⑮提案説明と委員長報告をご説明したいと思ひますが、参考資料の方の26ページをご

覧いただきたいと思います。参考資料の 26 ページ、⑮の提案説明でございます。ちょっと簡単にご説明をしますと、4 段落目、「しかし」という段落があるんですが、ここにつきましては県民の皆さんから多数の意見を寄せられまして、特に鳥羽市の方からは不安の声が寄せられているということでございます。その次の段落につきましては、まち・ひと・しごと創生法が施行されて、人口減少問題が重要課題として認識されているということ、三重県においても同じ状況ということでございます。その下の段落、「現条例では」ですけれども、1 人区が 4 増ということで懸念されるということが言われております。1 つ段落飛ばしまして、以上のような、というところですが、社会情勢を踏まえたときに、県政の重要課題である地域間格差、南北格差是正の観点に立って、南部地域 6 減の現条例を見直すべきと考えます。あわせて、選挙区と定数のあり方における地域間の均衡と地域代表の確保について、さらなる調査研究と検討を進めるため、現状の 51 人に戻す条例改正を行うことを提案いたします、というのが提案説明でございます。次のページ、⑯委員長報告でございます。中略というのがありまして、その下の段落、「次に」のその次の段落で、本常任委員会に付託された同議提議案については、3 月 12 日、14 日、15 日の 3 日間にわたって委員会を開催し、慎重に審査を行いました。審査に当たっては、特に公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書で規定されるおおむね人口を基準としながらも地域間の均衡を考慮して議員の数を定められる、いわゆる議会の裁量権について、委員間討議で長時間にわたり議論を行いました、ということでございます。次の、「しかし」の段落なんですが、3 行飛ばさせてもらいまして、4 行目なんですが、議員それぞれの政治的信条、信念によって議会の裁量権を総合的に判断するという結論で委員間討議を終結がされております。その後の討論では、ここにありますように、賛成の立場ですとか反対の立場、賛否の立場からご意見があったということなんですけれども、その下、「その後」という段落、1 番下の段落ですが、その後、これまでの質疑、委員間討議、討論を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で否決すべきものと決せられたものであります、という報告がされております。このように、委員会としましては否決ということではあったんですが、本会議の方では可決という形になっておりまして、この 45 から 51 に条例が改正されてございます。

それでは、すいません。また資料 5 の本体の方をご覧いただきたいと思います。3 ページの続きですけれども、(10) 平成 30 年 6 月から平成 30 年 9 月、議員提出条例、定数 45 人の提出で否決というふうなことでございます。概要でございます。平成 30 年 6 月に議員提出により県内の各選挙区間における 1 票の格差の是正を図るため、議員定数を 51 人から 45 人に改める等所要の整備を行う条例改正案が提出されたが、同年 9 月の本会議において賛成少数で否決される。参考資料ですが、⑱条例案、⑲提案説明、⑳議案質疑、㉑委員長報告、それから㉒討論ということで、参考資料をお付けしてございます。それでは、

⑱提案説明と㉑委員長報告をご覧いただきたいと思います。⑱が42ページをご覧いただきたいと思います。長いので少し省略しながらご説明します。42ページですけれども、5段落目ですけれども、「ところが」という段落がございます。前提としまして、議員定数51人に戻すという議提議案が提出されて可決をされたという前提でございます。その次の次の段落、「このことは」ということで大きく3つの問題を露呈したと言えます、ということで、その次の段落、その1つは1票の格差の問題であります。平成26年5月の条例改正、45にした改正でございますが、これにより平成27年の国勢調査に基づく1票の格差は2.93倍から1.66倍に改善することとなりましたが、議員定数が現状の51に戻ったことで、再び3倍に迫る状態に悪化することとなった、ということが1つ。2つ目というのが1つ段落を飛ばしまして、その下でございます。その2つ目は、という段落でございます。議決責任の問題であります、ということで、飛ばさせてもらいまして、43ページをご覧いただきたいと思います。43ページの上から2つ目の段落、「しかし」という段落ですけれども、議決責任の問題につきましては、三重県議会は本年3月22日、1度議決した改正条例を1度も履行することなく、議員の定数等を現状に戻し、4年前に県民の皆さんと交わした約束をほごにし、議決責任を放棄する道を選択してしまいました、というのが2つ目。それから、段落3つ飛ばしてもらいまして、「そして、その3つ目は」という段落をご覧いただきたいと思います。この3つ目につきましては、これまで調査につきまして決定した附帯事項を遵守することなく、1票の格差の是正や議員の定数削減など、県民の皆さんとの約束を先送りすることであり、ということで3つの問題ということで、今の43ページの1番下の段落、「ですから」の段落ですけれども、三重県議会としての信義誠実の原則、観点からも多くの県民の皆さんからのご批判を真摯に受けとめ、平成26年5月の議決でお示しをした県民の皆さんとの約束を完遂するため、改めて三重県議会の議員定数を45人とするを柱とする条例改正を行うことをここに提案いたします、というのが提案理由でございます。これに対しまして、議案質疑というのがあるんですが、飛ばさせてもらいまして、53ページ、㉑委員長報告をご覧いただきたいと思います。委員長報告の2段落目の3行目の真ん中辺なんですけど、去る8月17日に委員会を開催し、関係当局並びに提出者の出席を求め審査いたしました結果、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました、という報告がされております。常任委員会としては可決すべきものとしたということでございますが、本会議の方では否決をされたということになっております。

それでは、また資料5の本体の方をご覧いただきたいと思います。3ページの下の方(11)でございます。平成31年4月県議会議員選挙が執行でございます。これは定数51人で執行がされております。(12)令和元年6月でございます。「選挙区及び定数に関する

在り方調査会」の設置を議決されました。ということでございまして、ここで議決がされて、本日1回目というふうな経過でございます。

それでは、続きまして、資料6をご覧くださいと思います。資料6につきましては、三重県議会の各選挙回における議員定数と国勢調査の人口を一覧にしたものでございます。昭和22年からの各回につきまして、議員定数、それから直近の国勢調査に基づきます総人口と議員1人当たりの人口を一覧にしたものでございます。

では、次の資料、資料7をご覧くださいと思います。これは都道府県議会議員選挙の投票率の推移をグラフで表したものでございます。上の線が三重県、下の線が全国ということになっております。ご覧のとおりというふうになっております。

資料8をご覧くださいと思います。三重県議会議員選挙におけます無投票選挙区とか当選人数を記載したものでございまして、これも昭和22年以降の選挙につきまして、無投票選挙区の数とか、無投票当選者の数につきまして一覧にしてございます。

そうしたら、資料9をご覧くださいと思います。三重県議会議員の選挙区及び選挙区のこれは国勢調査ごとに1票の格差でありますとかをまとめた資料でございます。見方としましては、左端に選挙区ごとの人口、それから配当基数に基づく人口割実定数を書かせていただきまして、その右の方に実際の定数、1番右端には1票の格差を書かせていただいております。定数のところをご覧くださいますと、ここでは1人区が2あるということでございます。この一覧の表につきましては平成27年の国勢調査人口を基にしておりまして、実際の選挙といたしましては、この4月の統一地方選挙に対応する表となっております。定数51で作ってございます。それから、右端の1票の格差のところをご覧くださいますと、亀山市に対しまして、9番の亀山市が1.0としまして、その上の8番の尾鷲市・北牟婁郡、これが2.93ということで、これが最大の値となっております。それから、表の下をご覧くださいますけれども、逆転現象の確認ということでございます。これは人口順に各選挙区を並べさせていただきまして、定数の逆転があるかどうかというものでございますけれども、その真ん中のところの1番下に亀山市があって定数1、その右のところが多気郡、度会郡、それから熊野市・南牟婁郡、尾鷲市・北牟婁郡が定数2ということで、この4通りが逆転現象となっているということが見ていただくことができます。1枚めくっていただきますと、同じような表でございます。これは、平成22年の調査人口を基にしておりまして、選挙といたしましては平成23年、27年の統一地方選挙のときの状況を表したものでございます。定数は51でございます。1票の格差の欄をご覧くださいますと、亀山市が1に対して尾鷲市・北牟婁郡、8番につきましては2.64という数字になっております。1人区と逆転現象は同じ状況でございます。また1枚めくっていただきまして、今度は平成17年の国勢調査人口に基づく表でございます。選挙といた

しましては平成19年の統一地方選挙に該当いたします。1票の格差につきましては、9番の亀山市1に対しまして、8番の尾鷲市・北牟婁郡が2.34ということでございます。1人区につきましては2通り、それから逆転現象につきましては、これが亀山市が1番右のところに来ておりまして、その下が熊野市・南牟婁郡、それから尾鷲市・北牟婁郡の定数2という形で、この2通りの逆転現象がございます。

それでは、資料10の方ご覧いただけますでしょうか。これは各都道府県の人口と議員定数等についてまとめさせていただいた表でございます。三重県は24番のところでありまして。定数は51、それから議員1人あたりの人口は3万5千何がし、それから最大格差につきましては2.93。一応全国と比べてどうかというところを見ていただくことができる資料となっております。

そうしたら、次、資料11をご覧いただきたいと思います。この4月の選挙につきまして執行状況をまとめたものになります。各選挙区ごとに当日の有権者数、投票率、それから各候補者の得票数を順に並べたものになります。この太枠の部分が当選をしたということでございます。裏面までずっと12選挙区をまとめさせていただきまして、1番最後、こめ印ですけれども、無投票のところにつきましてはこういう形でまとめさせていただいております。

それでは、資料12をご覧いただきたいと思います。資料12につきましては、都道府県議会議員選挙の関係で最高裁まで争われた定数訴訟判決の一覧でございます。最高裁判決の結果と、参考としまして最大格差を一覧にまとめさせていただきました。あと、手に入るものにつきましては、最高裁の判決文をお付けしてございます。また必要に応じてご参照いただければと思います。以上が県議会の関係の資料でございます。

では、引き続きまして、三重県の状況についての資料ということで、お手元の方にこういう冊子で「三重県のすがた」というものがございます。これは三重県のいろんな統計的なデータを集めた冊子でございます。では、まず、1ページをお開きいただけますでしょうか。まず、1ページは総人口についてのデータでございます。全国の順位としましては22番目というふうになっております。約180万人というところでございます。それから、県内の状況を見ますと、この下の方に三重県の地図がありまして、赤いところが20万人以上の市町で、1番下の水色の部分につきましては5万人未満の市町を表示しているということでございます。では、次のページ、2ページをご覧いただきたいと思います。人口密度のデータでございます。全国順位といたしましては20番目ということでございます。各市町ごとに見ていきますと、この赤いところにつきましては、1平方キロメートルあたりの人口が500人以上のところとなっております。それからこの凡例でいきますと、1番下の紫ですが、人は1平方キロメートルあたり100人未満ということになっておりま



して、この図で示すとおりでございます。それから、次4ページをご覧ください。すけれども、生産年齢人口割合のデータでございます。全国順位を見ますと17位ということでございます。それから、三重県内の状況でございますが、この図で見ますと、赤いところが少しあるんですけれども、赤いところは62%以上ということございまして、凡例の方でいきますと1番下のグレーのところは52%未満ということなんです、グレーで表示されているところになっております。7ページをご覧ください。人口増減率のデータでございます。全国順位で見ますと、三重県はマイナス4.8%で20位という状況でございます。県内の状況ですが、赤いところがこれも少しあるんですが、5%以上の増加ということになっております。凡例の1番下のグレーの部分というのはマイナス20%未満というところを表示しているということでございます。他にもいろんなデータがございますので、また必要に応じてご覧いただければと思います。

次に、資料14「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」をご覧ください。黄色の表紙の冊子になります。これの1ページをお開きいただけますでしょうか。まず、1番の位置づけでございます。この総合戦略は「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて、三重県における人口の現状とか将来展望を示すビジョンをふまえ、人口減少の課題に的確に対応するとともに、地域の自立かつ持続的な活性化を図るため、現状と課題、目指す姿、5年間の目標や基本的な取組方向を示すものとして27年に策定しました、ということで、計画期間につきましては今年度までということになってございまして、次期計画につきましては、今現在執行部の方で作成をしているという状況でございます。その下、3番の人口の現状でございます。(1) 県全体の人口動態でございますが、総人口につきましては、平成19年、187万3千人をピークに減少に転じていると。平成29年10月1日現在では、179万9千人になっているという状況でございます。では、1枚めくっていただきまして2ページなんです、2ページ下の方で(2) 自然減の現状と要因分析という項がございます。この内容につきましては、次の3ページのところをご覧ください。すけれども、3ページの(3)の1つ上のチョコボのところですね。本県の自然減の要因については、未婚化や晩婚化の影響に加え、結婚しても子どもを産み育てにくい環境が背景にあると考えています、というようなことが書かれております。次に、(3) 社会減の現状と要因分析でございます。この中身につきましては、次のページでございますけれども、4ページの(4)の上のところに書いてございますが、こうしたことから本県における近年の社会減は、若者の就職・進学や子育て世代を中心とした働く世代の転勤等が大きな要因と考えられます、ということが書かれております。その次の(4) 人口減少がもたらす課題でございます。4つほど書いてあるんですが、1つ目が経済の低迷、2つ目が内需産業の縮小と雇用の減少、3つ目につきましては財政の悪化、4つ目につきましては都

市や集落の機能低下ということが課題となっております。次は6ページをご覧ください。いんですけれども、そういう課題とかを踏まえまして、めざす姿というのが6ページの方に書いてあります。この上の図をご覧ください。いんですが、上の自然減対策としましては、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことができる三重、それから、社会減対策としましては、「学びたい」「働きたい」「暮らしたい」という希望がかない、みんなが集う活気あふれる三重という形が書かれております。23ページをご覧ください。いんですが、そういうめざす姿にするための基本的な取組方向というのがここにまとめられておりますが、23ページの方で自然減対策としまして、子ども・思春期の方ではライフプラン教育の推進ですとか子どもの貧困対策、若者、結婚に関しましては雇用対策でありますとか、出逢いの支援、妊娠・出産に関しましては不妊に悩む家族への支援等、子育てに関しましては保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援、それから、社会減対策としましては、学ぶとしまして、若者の県内定着の促進、働くとしまして、しごとの創出、暮らすとしまして、総合的な移住の促進ということが定められております。これも必要に応じてまたご覧ください。

続きまして、資料15をご覧ください。三重県の県内の市町別、選挙区別の将来人口の推計をまとめたものでございます。1番左の方に市町と選挙区という形でまとめたものでございまして、この左半分につきましては、総人口を2015年から2045年までの5年刻みで推移を表したものでございます。右半分につきましては、その2015年の総人口を100として、総人口の指数を同じように5年刻みで表示をしたものでございます。この指数の欄の1番右のところをご覧ください。と、2045年というところをご覧ください。と、三重県全体といたしましては78.8ということでございます。選挙区別で見っていきますと、100を超えるところが一部あるんですが、他は見えていただくと減になっておまして、60を切るようなところもあるという状況になっております。

続きまして、資料16をご覧ください。人口ビジョンの資料編ということで抜粋をしております。1枚目が市町別の総人口と年齢3区別の人口ということで、年少人口と生産年齢人口、老年人口をグラフ化したものでございます。これは各市町ごとで作っておりますので、これが4ページまで続いております。では、5ページをご覧ください。いんですけど、同じ年齢3区別の人口なんですが、今度は地域ごとにまとめたグラフになっております。5地域と2地域というのがございまして、5ページにありますのは5地域別の人口のグラフとなっております。それから、1枚めくっていただいて6ページでございます。ここは2地域別で年齢別人口を見たというグラフとなっております。2地域というのは、北中部地域というのと、あと南部地域という分け方でございます。次の7ページでございます。市町村別の人口減少段階別で表しております。人口減少段階とい

うのは3段階ございまして、この図表3-1のところに説明が書いてあるんですが、第1段階は老年人口が増加、年少、生産年齢人口が減少する段階、第2段階につきましては、老年人口が維持・微減という状況で、年少、生産年齢人口は減少している。第3段階につきましては、老年人口が減少している、年少、生産年齢人口も減少しているという形で区分されております。図表3-2の方で第1段階の部分がまとめられて、県内の市町がまとめられております。次のページ、8ページでございます。図表3-3、ここでは第2段階に該当する市町のグラフがまとめられております。9ページですが、図表3-4、第3段階に該当する市町のグラフをまとめております。1枚めくっていただいて11ページをご覧くださいませでしょうか。三重県地図でございます。図表4-4につきましては、これは2010年の総人口を100としたときの2040年の市町村の総人口指数を色分けで表したものとっております。赤いのが100を超えるもの、この凡例でいきますと、1番下がグレーになっておりますが、ここは60を切る、要は今2010年よりも2040年の方は60%を下回るような人口になっている、そういうところを色分けをして表しているという図になっております。これで一応、三重県の状況のご説明でございます。

あとは、仕組みとかの全体とか状況でございますので、ちょっと簡単に見ていきたいと思うんですけども、資料17をご覧くださいませと思います。A3の資料になっております。これは総務省が作っています、自治体戦略2040構想研究会というところの報告の概要でございます。1枚めくっていただいて1ページにつきましては、人口ピラミッドでございますけれども、2040年には日本全体の人口につきましては、棺おけ型の人口ピラミッドになるということが書かれております。まためくっていただきまして、4ページ以降につきましては、個別分野ごとにどんな課題があるかということがまとめられたものでございます。4ページ目は子育て・教育の分野、5ページ目は医療・介護の分野、6ページ目はインフラ・公共交通、7ページ目は空間管理・防災、8ページ目は労働力、9ページ目は産業・テクノロジーといった感じの資料でございます。またご覧いただければと思います。

では、資料18、資料19につきましては、これは国のまち・ひと・しごと創生総合戦略に関するものでございます。資料19につきましては、今現行のまち・ひと・しごと創生総合戦略というのをまとめた資料になっておりまして、資料18の方は、今現行の総合戦略を踏まえて、次期の計画についての考え方を示したものであるということになっております。簡単に言いますと、資料18の1枚めくっていただきまして2ページのところをご覧くださいませ。上の囲みのところで第1期の枠組というのがあります。その右側の方に4つの基本目標と地方創生版・3本の矢という項目がありまして、まず1番としまして、地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする。2番としまして、地方への新し

いひとの流れをつくる。3番としまして、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。4番としまして、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するというのがまず第1期の今現状の計画でございます。その下に第2期の枠組というのがありまして、次期の計画についてこういうことだというのがあるんですけども、その右側の囲いの中に書いてあるのが4つの基本目標については従来の枠組を維持しつつ、必要な強化をしていきますと。それから、「人材を育て活かす」「誰もが活躍する地域社会をつくる」観点を追加していく。新たな視点に重点をおいて施策を推進していくということになっております。

あと、資料20につきましては参照条文でございます。日本国憲法、それから地方自治法、それから公職選挙法について、関係する条文を抜粋したものでございます。

すいません。説明が長くなりました。以上でございます。

### 金井座長

はい。ありがとうございました。

極めて大部の資料なので、色々とですねご質問や資料追加とかあろうかと思えます。ただ、時間の関係もありますので、最後にもう1回議論に戻ればと思うのですが、この段階で是非先に聴いておきたいことがあれば、ご質問ご意見をお出しいただきますようお願いいたします。では、大橋委員。

### 大橋委員

資料2なのですが、これはどういった性格の資料なのか。三重県議会としての総意というか、合意を表したもののなのかですね。つまり、資料2「分権時代を先導する議会を目指して」と、三重県議会の名前で作られていますね。諮問の内容として、「議会の在り方について」とあるわけですが、かなりきちっとしたというかですね、内容を拝見したわけではないので正確には言えませんが、かなり検討されているわけですね。そういう検討の問題とですね、先ほどの議会の在り方について、議会においてある程度合意が形成されるとすればですね、その合意をどう実施していくかという問題だと思いますけれども、この資料2の性格がどういうものなのか、まず説明をお願いします。

### 金井座長

事務局いかがですか。資料2については。

事務局（袖岡政策法務監）

座長よろしいですか。

**金井座長**

はい。どうぞ。

**事務局（袖岡政策法務監）**

この冊子そのものにつきましては、現状、これまでの取組の経過みたいなものをまとめたところのものにはなるんですけども、基本理念と基本方向につきましては、平成14年に決議をしたということでございまして、そこでこういう方向性を出しているというものになっているということです。

**金井座長**

大橋委員、今の答えでよろしいですか。

**大橋委員**

つまり、かなり具体的な方向として議会として合意がされているのであれば、それについては、我々諮問を受けたものとしてはどういうことでやるのか。

つまり何を前提にして議会の在り方について検討してほしいという諮問なのかということが問題で、ある程度自分の方で答えがまとまっていて、それに対してご意見を聴きたいということなのか、それともそういうものではなくて、何か無いところから新たに考え出してほしいという、そういう諮問の趣旨なのか、諮問との関係でどういうものなのか教えていただきたい。

**金井座長**

はい。今の点について事務局からお答えできますか。どうぞ。

**事務局（袖岡政策法務監）**

今回の諮問につきましては、お手元の方に諮問書の写しをお配りさせていただいていると思うのですが、まず1つ目が、人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割についてということ、それから、それを踏まえた三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方についてというふうな2点でございます。

まず、その2つ目の議員の定数及び選挙区の在り方につきましてはですね、先ほど経過等でご説明しましたようにですね、なかなか県議会の中でも、結論が出ていないようなこ

ともございますもので、それについては、この調査会の中で一定の方向性といいますか、県議会での考え方のベースになるような考え方をお示しいただきたいというふうなことが1つございます。

そして、その人口減少・地方創生時代における県議会の在り方につきましては、これまで、そういう何と言いますか、冊子の中で書いてあることの中では、そういうことに特化したような検討をしたというふうなものでもないと思っております、そういう意味で、ここでそういうことをあらためて調査会の方でお示しをいただけるとありがたいというふうには思っているところでございます。

### 金井座長

はい。資料2は、三重県議会で納得しているものでしょう。他の県から視察に来た時とか、学者が調査に来た時に出される資料です。これは三重県議会の方でコンセンサスは取れているものです。しかし、先ほどの経過を聞きますと、選挙区と定数については、実は議会ではたいへん大きな議論があつて、そういう意味では方向は決まっていないということですね。

方向が決まっていないところで、我々は諮問を受けてどう議論すべきかですが、議会基本条例の中では、不断に見直すという方針と、それから調査会を設置できるという2つの、いわばプラットフォーム的なところの設定がされています。それは資料2でもコンセンサスになっているので、この会議が開催されていると思います。

それから諮問事項を私なりに解釈しますと、ご説明いただいたとおり、議会での争いの大きなものは、ありていと言えば南部の地域の人口の減るところの選挙区・定数問題を三重県議会としても考えあぐねています。2つの考え方がある意味で対立しているようです。それについて、今まで必ずしも、こういう青い資料2では十分、人口減少の中で、議会の在り方をどうしますかという議論がされていなかった。背景には、2つの考え方が大きな対立軸になっているので、そこを解きほぐしていかないと、また同じ争いが繰り返されて、これはまったく解決にならないということでしょう。おそらく、そこで、いきなり定数と選挙区の話を経済的に解決するのではなくて、その前提となる2つの考え方の違いについて、何かうまい知恵はないかというのが、たぶん我々に課された課題なのではないかなと考えています。ただ、簡単に答えが出るのかなという気もするのですが、ともあれ、そういうご下問ではないかなと。両派が対立している根本のところ、結局人口減少の問題をどう考えるのかと言うことです。それなりに両派ともに理屈は立っているので、しかしそのままではちが明かないので、どう考えていくのかというのを、我々調査会に委ねられていると。

附属機関ではなくて、調査会に委ねたというのも、一つの意味があります。三重県議会  
は、附属機関を置くというタイプと、調査会を置くという、2つの方法を基本条例で出し  
ているのです。国で言えば区割り審議会のような附属機関ではなくて、もうちょっと大き  
な調査会で検討するという、そういう趣旨なんじゃないかなというふうに理解しています。

まあ、そういう意味では、方針が良く決まっていなかったということではないのかなと思  
います。決まっていなかったところは何かというところ、この諮問事項1のところにある、  
というのが諮問した側の理解ではないかと思えます。

ちょっと長くなりましたが。はい、岩崎先生。

### 岩崎委員

2つ教えていただきたいのですが、1つ目は、2014年に定数を45に減らす条例が成立  
したわけですが、これの推進力というか、原動力というか、きっかけは何だったの  
でしょうか。なぜ45ということになったのか。単に定数、全体の定数を削減したいとい  
うことだったのでしょうか。4年後にまた51に戻っているわけですから、45に減らす決  
断をした背景は何かということが1つ。たぶん説明があったかと思いますが、もう1度お  
願いします。

それから、2つ目は、委員会の決定と本会議の決定が違っているわけですね。45のと  
きも51のときも。三重県議会の中で、委員会の決定と本会議の決定が異なることとい  
うのは、そんなに珍しくないのか、それとも稀なことなのか、ということについて伺いた  
いと思えます。以上の2点です。

### 金井座長

はい。事務局から答えられますか。

### 事務局（袖岡政策法務監）

ちょっとお待ちください。

### 金井座長

推進力を事務局が答えるっていうのはなかなか難しいかと。かといって、議長さん、副  
議長さんにいきなり聴いても、中立的な立場なのでお答えしにくいでしょう。推進した提  
案者なら言えるかもしれませんが。どうですか。差し障らない範囲で。

### 岩崎委員

いろいろと説明されたんですけれども、ちょっとたくさんあるので。

#### 金井座長

定数を減らしたのは何が理由だったのかということですね。

#### 大橋委員

格差是正と書いてあるのではないか。格差是正で増やすことはできないから減らしたと書いてあったと思いますが。

#### 岩崎委員

でも、格差是正で減らすのであれば、南が少なくなるっていうのは、分かりきったことなのですよ。その後、県民に色々なことを聞くとそこが1番大きな問題と捉えられている。

分かりきったことをなぜやってしまったのか。それでまた戻したわけですから。だから余計に推進力、原動力というか、そこを知りたい。

#### 金井座長

それはまさに政治学者の我々が調べないとならないことだとは思うのですけれども。事務局では答えにくいと思いますが、答えられる範囲で。

#### 事務局（袖岡政策法務監）

座長、お願いします。まず後段の方ですね、委員会の決定と本会議の決定が異なることが良くあるのかという話なんです、請願とかに関してですね、委員会の決定と本会議の決定が、請願を採択するかという話なんです、異なることというのは、あることはあるということです、これだけしかない、ということではないということではございません。

あと、その原動力の話でございますが、1つは先ほど基本条例の方でも書いてあるのですけれども、不断の見直しを行っていくという話もありますしですね、あとは特別委員会の中でも、最後のところで附帯事項といたしまして、また見直しを行っていくということが書いてあるということが、まず1つのベースとしてはあるのかと思います。

それから、51を45にした時の話としましては、先ほど、資料5の参考資料の⑦、9ページのところで、選挙区調査特別委員会の委員長報告を、少し抜粋させていただいて説明させていただいたところでもあるのですが、こういうことになるのかなと思うのですけれど



ども。

また、先ほどの説明では割愛をしておるんですけれども、13 ページ以降のところ、この提出された 45 の条例案に対する討論につきまして掲載をさせていただいております。ここではですね、それぞれの賛成の立場、あるいは反対の立場から、各議員の皆さま、13 ページでございますけれども、本会議の方で討論をしていただいておりますというところがございますので、その辺でそれぞれの賛成、反対の立場につきまして発言をしていただいているというところがございますので、その辺をまたご覧いただければというところかなと思うのですけれども。

#### 大橋委員

それぞれの賛否の割合というのはどうなんですか。つまり、45 に変えたときと、51 にしたときと。

#### 加藤委員

ついでに聴きたいのですけれども、中に 1 回選挙があつて、議員構成が変わったんじゃないですか。そういうのはないんですか。それは全然関係ないんですか。

#### 事務局（袖岡政策法務監）

座長よろしいですか。まず、議決の方ですけれども。

#### 事務局（川合主任）

座長失礼します。平成 26 年に定数が 51 人から 45 人になった時の賛否の状況ですが、賛成が 41、反対が 7 でした。これが平成 26 年です。その後ですが、平成 30 年の 3 月なんですが、これが定数 45 の条例を 51 に改めて変えたときの賛否の状況なのですが、賛成が 23、反対が 22 となっております。

#### 加藤委員

その間に選挙やりましたか。

#### 事務局（袖岡政策法務監）

座長。資料 5 の方をまたご覧いただきたいと思うのですけれども、2 ページをご覧いただけますでしょうか。2 ページの 1 番上（6）、これが 51 から 45 に改正をしたものでございます。その後ですね、平成 27 年 4 月、（7）ですね、そこで選挙がございました。そ

の後に、3ページの(9)ですが、45人から51人に改正する条例が提出されて可決をされたということでございます。おっしゃるように、選挙の執行がありましたので、構成員の若干の変更はあったのかなと思われまます。

### 金井座長

それは今、口頭でご説明いただきましたが、要は、個々の議員に分解して賛否を表すと、選挙前と後で両方とも議員だった人と、新たに加わった人がいるので、それが分かれば、今の質問に対しては明確な答えが出ると思いますので、それは後で資料として作っていただけますでしょうか。

まあ、簡単に言えば、定数を45人に改正する際、最初は41人の賛成があったので、それなりにコンセンサスがあったように見えるけれども、しかし実は腹の底ではそうでなかったということなのか、それともメンバーが変わったのかということです。特に、減員が予定されているところで選挙に出てくるならば当然それを踏まえて住民の負託が入るわけですから、定数を減らすべきでないスタンスが変わったかもしれないので、そこら辺の具体的な資料をいただければと思います。

### 事務局（袖岡政策法務監）

では、次回資料を追加させていただくことでよろしいですか。

### 金井座長

はい。では次回に追加ということで。ほかはよろしいですか。

### 磯崎委員

1つは質問、1つは要望なのですが。質問ですけれども、資料5の参考資料の62ページからちょっと興味深い、45に減らすときですね、県民の意見募集というのを行われ、反対意見が多かったというデータがあり、また、モニターと直接の意見とで違いもありますけれども。これは、無いのだろうと思いますが、51に戻したときに、こういう意見聴取はしていないのか。議員提案の条例だったかと思いますが、やってないのかもしれませんが。つまり、減らすときは反対が多かったというのが分かると思うのですが、今度増やすときは、今度は1票の重みが元に戻るところは賛成するかもしれないという、地域的な違いが出てくる可能性もあると思うのですけれども、そういう51に増やすときには、県民の意見は聞いていないのかということが1つです。続けていいでしょうか。

**金井座長**

まずそこはどうですか。

**事務局（袖岡政策法務監）**

51に戻すというふうなところにつきましては、特に、議会としてそういう意見聴取をしたということはありません。

**金井座長**

ただ、モニターは常にあるのですよね。これもやっていない、その後もやっていないということですかね。

**事務局（袖岡政策法務監）**

はい。

**金井座長**

はい。やっていないということで。磯崎先生、2つ目を。

**磯崎委員**

2つ目はですね、今日、たいへん精緻な資料をいただいて、ほぼ私としては出そろっているのかなと思うのですが、出そろっていないとすれば、県の役割が地域によってどう違うのかということを見たいなというふうに思います。定数を考えるうえでも、人口がベースになるということですが、もう1つ面積ということがありますが、これはちょっと大雑把過ぎるので、面積が大きければいいじゃないか、その両方を掛け合わせたような算数で定数が出てくるのかというと、それは出てこないと思いますので、県がやっている事務事業の地域的配置の状況に関連する資料があれば、お出しただければいいなと思うのですが。

具体的には、2つ考えられまして、1つは、県の行政資源というと、人とお金だと思うのですけれども、その人という点で、職員が、地区のセンター、それぞれの地域の地域総合センターとかそういうのがあるのでしょうか。本庁の職員と出先機関にいる職員、この出先機関についてはそれぞれの地区ごとにどのくらい職員が、当面常勤職員でいいと思いますが、職員がいるのかという配置状況を知りたいなということが1つ。

もう1つは、ちょっと難しいかもしれませんが、予算事業を見てですね、特に県全体で使うとしか言いようがないものは除く必要がありますが、地域で実施される事業、例えば

土木建築、道路とか河川管理とか、こういったものは地域が地べたに入り込んだ事業だと思うんですね。それから農林水産の事業、それから商工労働。商工労働はむしろ東部地域、北部地域に多いのかもしれませんが、こんなふうに地域ごとに差の出る事務事業について、予算額がどんなふうに差があるのかというのを、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、後日、3回目、4回目でも構わないと思いますし、抽出でも構わないと思いますので、ある事業について、この事業についてはこの地域に多く投じている、この事業ではやっぱりこの地域に多いということ、たぶんヒューマンサービスについては、人口にほぼ比例するのじゃないかと思うのですが、そうではないハード事業について、どんな差があるかというのをデータがあればお示しいただきたいと、要望でございます。

### 金井座長

はい。事務局できそうですか。

### 事務局（袖岡政策法務監）

座長。委員がおっしゃられた、地域機関への人の配置の状況でありますとか、主に公共事業とかの関係になろうかと思いますが、予算の状況につきましては、調べさせていただきます、また次回以降にお示しさせていただきますと思います。

### 金井座長

今のデータは、実は某県庁について調べようとした研究報告を聞いたことがあります。県が定員削減を、出先機関から、要は田舎の方から急速に減らしたという事実があったのですが、それを県庁側が頑としてデータを出さなかったということがあったそうです。だから、執行部側からすると、かなりアンタッチなデータかもしれません。実はリストラがどこでやられているか、如実に出てしまうデータなので、これは非常に重要なデータです。だから、議会事務局が、もしそのパワーで集められれば大したものだと。執行部側はひよっとしたら、非常に嫌がる可能性が高いので、ぜひ奮闘を期待します。某県庁では敗北したことがあって。

### 磯崎委員

関連して、今思いついたことがあって、単純な質問です。三重県内の市ですけれども、中核市、施行時特例市とか、政令市はないと思いますけれども、どことどこか教えていただけないでしょうか。

### 事務局（湯浅事務局長）

四日市市というのが、三重県下の最大の市で、約30万規模で、中核市の資格、要件は備えているのですが、一部環境行政のところの整理ができていなくて、完全に移行したところではございません。津市は、四日市市より人口は、県庁所在地ですが、人口は少なく、通常的一般市でございます。

### 金井座長

その意味では比較的県庁所在都市に一極集中してないんですね。他はいかがですか。じゃあ、岩崎さん。

### 岩崎委員

資料をお願いしてもいいということであれば。

### 金井座長

資料要望は初回の重要な役割なので、どしどし出してください。直前になって出されるよりなるべく早い方がいいです。

### 岩崎委員

交通体系をお願いできますか。三重って、紀伊半島にあるんだけど、関西、近畿というよりは、名古屋の中部に寄っている。福井と三重ってどの圏域か扱いにくい。県土も縦に長い。距離が長い。南の方はたぶん近畿に近いのでしょうか。

### 金井座長

いや、南部は近畿からも6時間くらいかかるんですよ。

### 岩崎委員

そうなんですか。近鉄がいつてるのかな。昔、賢島に行くときに近鉄に京都から乗ったことがあるので。

### 金井座長

そうそう、伊勢志摩ならば、賢島の方まではいってるんですね。

### 岩崎委員

賢島まではいつてるんですか。とにかく全体がわからないので、人の移動も含めて、交通体系を、鉄道ですか、それをお願いできますか。

#### 金井座長

自動車も重要ですよ。

#### 岩崎委員

お願いします、道路も。で、北の方、四日市とか津っていうのは、名古屋から割に近いようですよ。近いっておかしいですけど。

#### 金井座長

まあ、津はそんなに近くないですけど。

#### 岩崎委員

そうなんです。行ったことないんでわからないんですけども。

#### 金井座長

四日市くらいまでならなんとか。

#### 岩崎委員

そうすると、圏域としてはですね、中京圏なんですかね、近畿圏なんでかね、というところが、知りたい。つまり、三重県が、その位置付けを、三重県の在り方も含めてなんだけど、大きく位置付けたときに、大体県庁所在地があるところで考えちゃうから、中京圏になっちゃうのか、でもやっぱり、私は地図を見ると、紀伊半島のすごく重要な位置を占めていることが気にかかる。

繰り返しになりますけど、近畿圏なのか、中京圏かっていうのも含めて、交通体系、三重だけじゃなくて、こうつながっている、あの辺りのつながっている感じをちょっと示していただければ、人の移動がどの程度、時間・距離として可能かどうかというのも含めると、人口減少とかそのへんに関してファクツとして得るものがあるかなと思いますので、よろしくをお願いします。

#### 事務局（湯浅事務局長）

資料はまた次回、東海から関西までのエリアで見ていただけるものを用意したいと思います。

ます。

あと、三重が近畿か東海かということにつきましては、いつも議論になるというか、県民や国民の皆さまからもお尋ねいただくところなんですけど、県の立場といたしましては、あえて近畿圏、東海とも関西とも決めていないというところなんです。小学校で習ったのは近畿地方に入っていたりしたんですけども、県庁の場合は、中部の建設局に入るエリアもございまして、県内でも伊賀の方は近畿の地方建設局に入っております。あと、経産関係、農林関係も同じでございまして。伊賀地方、それから紀州の和歌山、今、色付きの選挙区の図で見ていただく南の方は、和歌山県寄りで電波も和歌山から来るといったようなところがございまして、本当に先生ご指摘のとおり、両方に重なっているというところがございまして。

あと、時間・距離につきましては、県庁所在地の津市まで近鉄の特急で名古屋から約1時間。それから西部の名張、1番大阪、奈良県寄りのところですけども、大阪から近鉄特急で約1時間あまり。名張市におきましては、大阪へ通勤している人もたいへん多いということもございまして。

あと、県南部につきましては、近鉄の整備、座長からお話のありましたとおり、伊勢志摩までですので、県南部のエリアにつきましてはJRが唯一の公共交通機関という感じもございまして。また、資料につきましては、次回、用意させていただきます。

#### 加藤委員

1番最初に聞けば良かったんですけども、まずこの調査会ですが、これ議事録作りますよね。最初にそこを言わないとまずいのではないですか。

#### 金井座長

それはそうですね。

#### 加藤委員

録音して、テープ起こしをして、という形をとりますよね。だから、発言者は、自分の名前を最初に言った方が。「加藤ですけど」とか。あと、そちらから指名するときに、お名前を呼ばないと、ごちゃごちゃになってわかんなくなりますよね。

#### 金井座長

はい。

### 加藤委員

そしてこれは、情報公開の対象になるということによろしいわけですね。

### 金井座長

確かに、議事録の作り方について、非常に重要な事項なので、ここで確認をしたいと思います。

### 加藤委員

そこ1番最初にやっとなないと駄目だと思いますよ。

### 金井座長

本来それをしなければいけなかったですね。

### 事務局（袖岡政策法務監）

では、一応、事務局としての考えなんですけれども、一応、議事録という形ですね、お名前、発言者、発言の内容も含めまして、まとめさせていただく予定でございます。それにつきましては、基本的に、インターネットの県議会のホームページがございまして、そちらの方へ掲載をするというふうなことを考えております。あと、一応、公文書という形にはなりますもので、情報公開の対象にもなっていくものにはなります。

### 金井座長

まず確認なんですけれども、作り方は、速記録形態ですか、それとも議事要録形態ですか。議会速記録のように、しゃべっているように記録するものと、大体要約だけ書いてまとめたものっていう2通りがあるんですが、どちらですか。

### 加藤委員

それでね、なぜ一番最初にそれを言ったのかというと、これ基本条例の規定に基づいてこの調査会を作りましたって言ったけれども、もとは地方自治法ですね、改正された。それに基づいて条例も作ったはずなわけですね。で、問題は、三重県様はどうされているのかっていうことなんですけれども、この調査会っていうのは過去にいくつ作りましたか。これ、もしかしたら初めてのケースになりますか。

### 事務局（袖岡政策法務監）



これは、3つ目というふうなことになるんですけども。

#### 加藤委員

3つ目ですか。そうすると、過去の調査会の議事録の作り方が参照基準になると思うんですけども。

#### 事務局（袖岡政策法務監）

一応これの前に別の調査会がありまして、それにつきましては、過去の資料とかを見てですね、それを参考にして今回の運営をさせていただいておるところでございます。その議事録につきましては、一応、話し言葉的な形で前回の議事録についてはまとめられておるといふふうな形でございますので、それに倣った形で今回も処理をさせていただこうかなっていふふうに思っておったところではございます。

#### 金井座長

はい。話し言葉的で、かつ、名前が入ると。1番公開度が高いわけですね。それでいいでしょうか。名前が入る、それから非常に細かい詳細版が出ると。それが、ホームページでそのままアップされる。最もオープンな、まさに開かれた議会ということですね。

#### 岩崎委員

それは、これが始まる前に決めておくべきではなかったですか。

#### 金井座長

本来、そうです。

#### 岩崎委員

今頃言われたって、そうだとすればちょっと発言に気を付けたのに。

#### 金井座長

これから気を付けていただくということをお願いします。

#### 加藤委員

その上で、ちょっと資料提供でお願いがあるのが2つあるので、新規に出していただければと思うんですけども、三重県内の各市町村議会の議員定数を教えてください。たぶん、

これ南部の方々というのは、市町村議会における定数もかなり少ないはずなんで、そうすると政治的代表的について、かなり違和感を持っているんじゃないかと、定数削減について。だから、そもそもの地元の市議会議員の議員定数がどの程度あるのかというのを、1つ教えていただければと思います。

あともう1つは、人口調査等々で、こちらであったんですけども、私もちょっと時間がなくて、ばーって精査できなかったんですけども、定員を45名から51名に増やしたときとリンクさせる形で、三重県の人口変動をリンクさせてくれませんか。たぶん、大雑把ではわかるのは、45名を51名に議員を増やした、人数を増やしたんですけども、人口が減ってるっていう形ですよ。それとリンクさせたデータを見せてもらいたいです。

#### 事務局（袖岡政策法務監）

1点目の、市町議会の定数につきましては、また調べさせていただきまして、資料をお出しいたします。それと、45から51の時の人口の話ですが。

#### 加藤委員

それが、もしあればいいんですけども、ちょっと僕が見落としたのかもしれない。

#### 事務局（袖岡政策法務監）

資料6をお開きいただければと思うんですが。資料6の方で、45から51にしたというのがですね、要因としましては、26年に45の条例ができておりますので、国勢調査でいきますと、22年の国勢調査のデータになるかと思います。それが、人口としましては、1,854,724人ということになるかかと思えます。で、45から51にしたのが、30年の3月ですので、これにつきましては、27年の国勢調査のデータを見ていただくと、1,815,865人ということですので、若干ではございますが、人口が減っているというふうなことではございます。ただ、45につきましては、これは結局、選挙は経ておりませんもので、どの時点で見るとかが難しいものではあるんですけども。

#### 加藤委員

国勢調査だと、こうなっちゃいますよね。

#### 事務局（袖岡政策法務監）

そうですね。

### 加藤委員

住民基本台帳法に基づく速報値でやってないから。そうですよね。はい、わかりました。

### 金井座長

さて、活発な議論が展開されていまして、実は予定された時間は18時なので、あと5分しかないのですけれども。

それで初回ということで、今後の進め方を決めたいところです。たいへん申し訳ないんですが、次のご予定がある方もいらっしゃると思うんですが、15分くらい延長することは可能ですか。難しいですか。

### 谷口委員

ちょっと先に失礼します。すみません。

### 金井座長

申し訳ないです。ちょっと15分くらいだけ延長させていただくかもしれません。司会の不手際で申し訳ありませんでした。

ここで、今後の全体的なスケジュールについてご協議いただければと思うんですが、諮問された事項は先ほどありましたように2つであります。先ほど議長のご挨拶では、前段について年度内での目途、後段について来年度半ばというようなスケジュール感をいただいているということでもあります。私としても、多少の時間的余裕を見て、前段の諮問の1ですね、人口減少・地方創生に関するものを来年の2月末を目途に、後段の定数・選挙区の在り方について来年8月末を目途に取りまとめられればと思っているんですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

### 金井座長

では、とりあえず、そういうことで段取りを組ませていただければと思います。ありがとうございます。

### 高橋委員

ちょっとよろしいですか、質問。前段の取りまとめは、これは個別の報告書ということで、いわゆる中間報告のようなものでまとめるというイメージでよろしいのでしょうか。

**金井座長**

事務局は、どういうイメージですか。

**事務局（袖岡政策法務監）**

おっしゃるとおり、中間取りまとめ的な報告書のようなイメージでお願いできればというふうに思っております。

**高橋委員**

基本的には、独立をさせるということですね。

**事務局（袖岡政策法務監）**

はい。

**高橋委員**

ということなわけですね。わかりました。

**金井座長**

1つの中間報告的なものをまとめるということにします。ありがとうございます。

続きまして、今後のスケジュールについてなんですけれども、前段と後段ということで、概ねのイメージとしては年内に、第2回、第3回を開催して、論点整理と意見交換を行って、年明けに第4回、第5回を開催して、中間報告の取りまとめを行えばと、かなりタイトではありますけれども、考えておりますけれども、いかがでしょうかね。

2月末までなので、回数も限られて、日程調整がたいへんなので、とりあえず2、3、4、5回くらいと、あと4回くらい開かせていただければと思いますので、そんなような感じでよろしいですか。

(異議なし)

**金井座長**

では、前半はそういうことにしたいと思えます。後段の定数と選挙区の在り方については来年の8月末が目途ですが、オリンピック・パラリンピックの前ですが、4月から8月くらいにかけて月1回くらい開催できればなんとかなるかなとは思いますが、そんな感じでいかがでしょうかね。一応、月1回くらいを目途にということで。これまた日程調整がたいへんだと思いますが、是非ご協力をいただければと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

**加藤委員**

前、事務局の方にちょっとだけ言ったんですけども、私、意外と心配しているのが1つだけありまして、議員定数のところなんですけども、これって我々はここでしゃべっているのはいいんですけども、1度も三重県を見なくていいんですか。

**金井座長**

はい。それは、重要なご指摘だと思います。

**加藤委員**

机上の空論なんだって言われるのが、こちらも腹立つわけであります。実態もよく知らないくせにというわけにはいかないでしょう。特に南部地域における限界集落を抱えた選挙区を僕はきちんと見てみたいと思います。

**金井座長**

はい、いかがでしょうか、事務局として。我々で現地調査とか。まさに岩崎先生のご質問された土地勘も含めてですね、レンタカーとかで行くことができればベストだと思うのですが、そういうことは可能ですか。

**事務局（袖岡政策法務監）**

お越しいただくことは十分可能だと思っておりますので。ただ、時期とかですね、あとどういう内容にするかというあたりにつきましては、またご相談させていただければというふうには思っておるんですけども。前半というイメージでお考えか、それか後半みたいな感じなのかですね。

**金井座長**

ちょっとそれも事務局も含めてですね、調整してみたいと思うんですけども、人口減少・地方創生の関係でいくと、本当は前半になるべく見ておくべきだとは思いますが、ちょっと皆さんの日程調整とかも難しいかもしれませんので、ちょっとそれは事務局で預からせていただいて、なるべく早く企画をしたいと思いますので、そのようにしたいと思います。

はい。もう6時になってしまいました。最後に、次回以降の日程調整についてなんです

けれども、これについては事務局はいかがですか。

### 事務局（袖岡政策法務監）

事前に日程の方、各先生方にお伺いしたところではございますが、ちょっとなかなか調整が難しい状況になってございますので、また別途改めて調整をさせていただきたいと考えております。

### 金井座長

はい。ということで、ちょっとまたお時間いただきます。できるだけ早く、なるべく遠い先まで、少なくとも年度内は決めた方が良いと思いますね。ちょっと事務局、急いで調整をお願いします。

はい、すみません、ちょっと最後駆け足になってしまって、申し訳ありませんでしたが、今日ご協議いただく事項は以上であります。

ちょっと座長の不手際で、最初に公開方法については決めなければいけなかったと思いますが、ただ、最終的な議事録の確定の前には皆さんのチェックをいただくことにしたいと思います。国会速記録と違って、校正する機会があるということで、発言についても確認を、申し訳ありませんけれども、お願いできればと思います。

それでは、第1回の選挙区及び定数に関する在り方調査会をこれで終了いたしたいと思います。

最後、事務局にお返しします。

### 事務局（湯浅事務局長）

ありがとうございました。たいへんお疲れ様でございました。

閉会にあたりまして、副議長の北川裕之からご挨拶を申し上げます。

### 北川副議長

皆さん、本当に長時間にわたり、会議にご参加いただきまして、本当にありがとうございました。こちらはまだ、資料もたくさんございましたし、また、十分準備もできていないところもございまして、たいへんご迷惑をおかけしているところもございまして、次、きっちりとまた資料も、追加も要望いただいておりますので、整理をさせていただいて、ご用意をさせていただきたいと思っております。

先生方もお忙しい方ばかりなので、たいへん申し訳ないとは思っているんですけども、大きな、我々にとって課題でございますので、是非これからも議論を進めていただいて、

県議会の在り方や、また選挙区、定数の在り方、こんなところについてご示唆をいただきご報告をしっかりといただければなど、こんなふうに願わせていただくところでございます。また月1回程度ということで、本当にスケジュールもたいへんかとは思いますが、是非ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

今日は、本当に長時間、ありがとうございました。お世話になります。

#### **事務局（湯浅事務局長）**

以上をもちまして、本日の日程を終了いたします。委員の皆さま、金井座長、本当にありがとうございました。

なお、今後の調査会に関しまして、三重県議会議長、副議長につきましては、でき得る限り出席し、議論を拝聴させていただきたいと思ひますが、公務の都合により、かなわない場合もあろうかと思ひますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

また、皆さま、本日配付しました資料ですけれども、たいへん大部になりますので、お荷物になるようでしたら、後ほど、ご自宅等へ送付をさせていただきますので、事務局までお申しつけください。今日は本当にありがとうございました。